

# 社会の変化に社会福祉法人が応えて ゆくために

社会福祉法人 中心会 理事長  
浦野 正男

## 社会福祉法人に対する世の中の「期待」と「批判」

期待	批判	改革の要求
透明性、公正性の高い経営	<ul style="list-style-type: none"> <li>○同族経営、個人商店</li> <li>○評議員会未設置法人も多い</li> <li>○監事監査、行政監査も不十分</li> <li>○不十分な情報公表</li> <li>○低い第三者評価受審率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経営の高度化、規模拡大</li> <li>○外部監査の普及</li> <li>○所轄庁による情報公表</li> <li>○第三者評価受審義務化</li> </ul>
公益性の高い事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○制度ビジネス</li> <li>○新しい課題、制度の谷間のニーズに関心が薄い</li> <li>○「多額」の内部留保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○非課税扱いに相応しい貢献</li> </ul>

我々、社会福祉法人はこれにどう応えるか？

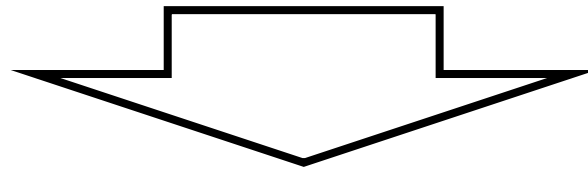
# 福祉行政にも、社福法人にも根強い「慣性の法則」

## 措置制度時代の行政

- 理事会、理事長は名目、形式的存在＝施設長が行政指導に従順であればよい。  
⇒役員が無報酬、非常勤を当然視。
- 社会福祉法人は行政の補助事業、委託事業を行うことが本分。⇒採算性の見込みが明確でない事業には許可を与えない。
- 資金用途規制
  - ・措置費の用途は当該施設の運営に限定。
  - ・年度ごとの“使い切り”が原則。
  - ・他事業への流用はもとより、当該施設の改築、改修にも使用禁止。

## 措置制度時代の社会福祉法人

- 行政の補助事業、委託事業を行う限りでは、年々の経営は安泰。
- 新規事業の資金を調達することは困難。
- 現施設の整備費借入金の償還、建物の改築、改修等のための資金は調達困難（大きな将来不安）。⇒「同族的経営」の温床（給与を寄付として法人に還流）



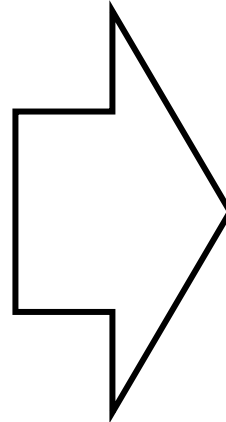
## 措置制度の桎梏の下で形成された社会福祉法人のメンタリティ

- 行政に睨まれたくない（現行事業をつつがなく運営することが得策）  
⇒「制度の谷間」「あらたな福祉ニーズ」に鈍感  
⇒所轄庁以外の世論、国民の声には鈍感
- 借入金償還財源、改築資金の確保が不安（「多額の内部留保」の心理的背景）

## 社会福祉法人の意識改革が急務

### 社会福祉法人は

- 公的福祉のために創設者が私財を寄付したこと
  - 行政の細密な規制に従順であること
- の見返りとして、行政から保護、優遇を受ける存在



### 社会福祉法人は

- 国民の共有財産を預かる組織として、透明性、公正性の高い組織統治が行われること
  - 民間組織として、行政に先んじて、新たな福祉課題に先駆的、開拓的に取り組むこと
- によって、社会の支持を獲得すべき存在

措置制度下の「身体拘束」で萎えた機能のリハビリを急がなければならない。

# 全国社会福祉法人経営者協議会の取り組みの方向性、意見

## ①経営情報の公開の取り組み推進

- 全国経営協会法人は、その主体的取り組みとして自法人のホームページや広報紙等の媒体を通じて、積極的な情報公開を行い、透明性の高い法人経営を実現する。
- 社会福祉法人に対する一層の理解と支持を得るため、財務諸表に限らず、法人の中長期計画やそれに基づく資金計画のほか、法人の理念や事業内容、公益的取り組みの実施状況などもあわせて積極的に公開してゆく。
- 全国経営協は、会員法人の取り組みを一層促進する観点から、全国経営協のホームページに会員法人の経営情報を掲載し、社会福祉法人が一体となって社会の要請に応える姿勢を示す。

## ②理事・理事会、評議員・評議員会の在り方

- 理事・理事会、監事、評議員・評議員会が各々の役割を認識し、法人経営と各事業経営のチェック機能、各機関(理事会、監事、評議員会)の相互牽制機能の一層の強化を図る。
- 理事会は、経営上の重要事項について判断を行うような、実質的に執行機関として機能する体制を整備する。
- 役員を選任にあたっては、名目的な人事を排し、法人の経営に実質的に参画できる者を選任する。(役員の有給化、常勤化が必要)
- 評議員会設置が義務付けられていない法人においても、組織統治を強化する観点から評議員会を設置する。
- 地域住民に開かれた経営をめざす。法人経営に住民が参加することで地域の声を傾聴し、地域社会とともに発展する組織をめざす。

### ③会計監査

- 外部監査以前に、会計に関する行政監査の質(信頼性)の向上が必要。  
社会福祉法人には多額の公費が投入されていることから、一義的には行政が適正な監査を行う責任を有する。
- 監事の監査能力の向上を図る。そのために、「監事研修会」の開催、「監事監査チェックリスト」(仮称)の作成・普及を進める。
- 会員法人は、法人経営の健全性を確保するための自主的な取り組みとして、外部監査の積極的な活用を図る。
- 外部監査を活用した場合、所轄庁による指導監査においては会計の監査を省略(外部監査により代替)することができるような仕組みづくりを働きかける。



## ④第三者評価の受審促進

- 会員法人は、第三者評価を積極的に受審するとともに、その評価結果の公開を積極的に行う。
- 全国経営協ホームページでは、第三者評価に取り組んだ会員法人のリストを掲載する。
- 所轄庁による指導監査(法令等の基準の遵守状況の確認)、第三者評価(サービスの質の向上のための事業者みずからの取り組みの支援)、情報公表(利用者の選択に資する)のそれぞれの役割、機能をあらためて整理し、提言する。
- 第三者評価の義務付けは、統一的な評価基準、評価調査者の質の確保、評価機関の量的な整備が前提

## ⑤生活困窮者支援

- 社会福祉法人として生活困窮者支援に積極的に取り組んでゆく姿勢を共有し、社会に示す。それを促進するために、次のような制度・政策の検討を進める。
  - ・定款記載の柔軟化
  - ・資金使途規制の弾力化
  - ・職員の専任規制の柔軟化
  - ・既存事業を活かした取り組みを可能とする制度運用
  - ・複数法人が共同で取り組むことができるスキーム(法人間連携・協業)  
⇒「規模拡大」の布石に
- 他方で、既存事業の中でも、
  - ・介護事業における低所得者の負担軽減の完全実施
  - ・保育所における障害児、多問題家庭の児童等の積極的受け入れ等、やるべきことは多い。

## ⑥中長期計画、資金計画、財務管理指標

- 各法人が中長期計画とそれに基づく資金計画の策定をすすめ、説明責任を果たす。
- そのために、「手引き」等を作成し、会員法人へ普及を図る。また、そのための研修プログラムを策定する。
- 社会福祉法人に相応しい財務管理指標を研究し、社会に示す(いわゆる「内部留保」の適正性の尺度)

## ⑦イコールフットイング

### 【税制】

- 社会福祉法人には持分がなく、その財産は最終的には国庫に帰属する(私有財産ではない)ことから、株式会社等の営利法人とのイコールフットイングは疑問。
- 社会福祉法人は非課税によって与えられているアドバンテージを積極的に社会に還元する努力が必要。

### 【参入規制】

- 第一種事業(住居提供を伴う事業)については、事業の安定的継続が利用者にとって最重要。事業の基盤である法人資産を容易に転用、流用、譲渡されうる私有財産に依存することは危険。

## 社会福祉法人の潜在的可能性

- 全国 17,000 の社会福祉法人がある。⇒“点”ではなく、“面”で「制度の谷間」に取り組むことができる。
- 社会福祉士をはじめとする専門職人材
- 資金力→全国 17,000 の社会福祉法人が、収支差額の 10%を「制度の谷間」の事業に投じれば、数百億円規模の事業が可能。
- 「儲からない仕事」をやっても、文句を言う「株主」はいない。歓迎する地域住民は多い。
- インフォーマルな資源の受け皿になり得る。
- 法的に禁止されている事業は、ほとんどない。